

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について下記のとおり公表します。

令和 8年 6月 1日

宇治市長 松村 淳子

1 住民基本台帳法第11条に定める閲覧

(令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月 31日閲覧分)

請求者	閲覧の年月日	請求事由の概要および 閲覧の目的	閲覧に係る住民の範囲 (閲覧対象地域)	閲覧件数
宇治市長	令和7年10月29日	市制施行記念式典において表彰する自治功労者(予定)の住所・氏名の確認のため	白川、小倉町、木幡、槇島町、大久保町、伊勢田町、広野町	9
自衛隊京都地方協力本部長	令和8年2月3日、4日	自衛官及び自衛官候補生、防衛大学の学生、防衛医科大学校の学生並びにその他の種目に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため	市内全域	3,545
宇治市長	令和8年3月31日	中小企業融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給金交付の為の住所要件確認	木幡、志津川、広野町、羽拍子町、伊勢田町、開町	10

2 住民基本台帳法第11条の2に定める閲覧

(令和 7年 4月 1日～令和 8年 3月 31日閲覧分)

申出者	委託者	閲覧の年月日	閲覧事項の利用目的の概要 (閲覧の目的)	閲覧に係る住民の範囲 (閲覧対象地域)	閲覧件数
株式会社山手情報処理センター 代表取締役 村木 克巳	東京経済大学 学長 岡本 英男	令和7年4月22日	東京経済大学が実施する学術研究「日本人の情報行動調査」の委託を受け宇治市の住民22名を抽出し、アンケート調査を実施するため。	小倉町	22
株式会社アイ・エヌ・ジー・ドットコム 代表取締役 澤田 英士	京都府 知事 西脇 隆俊	令和7年5月28日	「令和7年度京都府民の意識調査」実施のため。	全域	266
株式会社RJCリサーチ 代表取締役社長 倉本 雄太	国土交通省観光庁 観光戦略課長 河田 敦弥	令和7年6月3日	「旅行・観光消費動向調査」対象者抽出の為。	五ヶ庄	90
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	公益財団法人 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利	令和7年6月5日	「子ども・青少年のスポーツライフに関する調査」の対象者抽出のため。	広野町	30
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	日本銀行 情報サービス局長 村國 聡	令和7年8月21日	「生活意識に関するアンケート調査」(第104回)の対象者抽出のため。	木幡	15
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	日本放送協会 経理局長 金子 豊	令和7年9月30日	「いのちと社会に関する意識調査」(契約件名:「住基調査と確率的パネル調査による比較検証」)の対象者抽出のため。	伊勢田町	12
株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	内閣府 孤独・孤立対策推進室 室長 成松 英範	令和7年9月18日、10月9日	内閣府が実施する「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」(人々のつながりに関する基礎調査)対象者抽出のため	大久保町	56
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 熊田 佳代子	令和7年9月19日	「全国メディア意識世論調査(テレビやインターネットの利用についておたずねする調査)」実施のための対象者抽出(放送法第20条に定められた調査研究・世論調査のため)。調査の目的:多様化したメディア環境における人々の利用実態に加え、メディアに対する意識を時系列で把握する。	広野町	12
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	子ども家庭庁 成育局安全対策課 安全対策課長 高岩 直樹	令和7年10月7日	「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象者抽出のため	宇治、琵琶台	20
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	独立行政法人労働政策研究・研修機構 理事長 藤村 博之	令和7年11月18日	「シニアの働き方・生活調査」の対象者抽出のため	小倉町	28
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 機構長 喜連川 優	令和7年12月2日	「日本人の国民性 第15次全国調査」の対象者抽出のため	小倉町	20
株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代	消費者庁 参事官 佐藤 陽和子	令和7年11月19日	消費者庁「令和7年度消費者意識基本調査」について、アンケート調査実施のための対象者抽出作業	寺山台	25
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	NHK放送文化研究所 世論調査部 世論調査部長 熊田 佳代子	令和8年2月19日	「外国人に関する意識調査(国際化と外国人に関する意識調査)」実施のための対象者抽出(放送法第20条に定められた調査研究・世論調査のため)。調査の目的:在留外国人が増加の一途をたどるなか、日本人の意識はどこに向いているのか。全国を対象とした世論調査を実施し、多文化共生へのヒントを探る。	菟道	12